○東北地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岩手県西磐井郡平泉町平泉字泉屋二〇〇番三から同町平泉字伽羅楽一〇六番一〇まで	前	一〇一・七〇～一八七・五〇（キロメートル〇・六七八）	
	後	一〇一・七〇～二二〇・一〇（キロメートル〇・六七八）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
名取市植松字入生三四一番一から仙台市泉区将監四丁目一番九まで	前	二〇・八八～七一・一〇（キロメートル四・六七六）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	一九・八〇～六三二・〇〇（キロメートル二・二九〇）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
仙台市青葉区大町二丁目一三番一二から同市青葉区折立四丁目四番五七〇まで	前	八・三六～一一四・二〇（キロメートル八・〇四〇）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二一・一七～一七六・四〇（キロメートル五・一〇〇）	
	後	B　二一・一七～一七六・四〇（キロメートル五・一〇〇）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
山形県最上郡金山町大字金山字上野八六九番六から同町大字金山字上野八七一番二〇まで	前	一六・一五～三三・三七（キロメートル〇・〇六三）	
	後	一六・一五～二八・六三（キロメートル〇・〇六三）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
新庄市金沢字元屋敷二二六九番二二から同市金沢字前野二二六三番一まで	前	一九・九二～二二・一四（キロメートル〇・〇六一）	
	後	一九・九二～二〇・一一（キロメートル〇・〇六一）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字矢筈二六一六番二から同村大字蔵岡字蔵岡一三二番まで	前	一九・三一～三六・六五（キロメートル〇・四二二）	
	後	二八・二〇～五九・二八（キロメートル〇・四四三）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月一日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十七号	山形県最上郡戸沢村大字蔵岡字矢筈二六一六番二から同村大字蔵岡字蔵岡一三二番まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月一日